

平成24年3月29日

「国の被保険者記録と厚生年金基金及び企業年金連合会の加入員記録との突合せ事業について」  
の一部改正について

<概要>

国の被保険者記録と厚生年金基金及び企業年金連合会の加入員記録との突合せ事業について、「国の被保険者記録と厚生年金基金及び企業年金連合会の加入員記録との突合せ事業について」（平成23年10月21日付厚生労働省発年1021第1号。以下「大臣通知」という。）により、厚生労働大臣から日本年金機構理事長あて、適切に業務を行うよう通知している。

今般、厚生年金基金における突合せ事業の状況等を踏まえ、本大臣通知を改正した。

<改正内容>

- 現行の大臣通知においては、日本年金機構における審査の工程を記載し、二次審査について平成24年10月までに結果の報告があったものは、平成24年度末までに必要な記録訂正を進めるよう通知。
  - ※ 国の方針として、「全基金について突合せ作業を行う」こととしており、平成20年度から実施。
  
- 厚生労働省から各基金に対しても、一次調査依頼については平成23年度末までに日本年金機構に提出するよう通知。

- 厚生年金基金との突合せ作業については、すでに突合せが完了した件数は全体の「約 92%」に達している。一方、個々の基金ごとの作業状況を見ると、昨年 11 月時点における基金への聴取（約 9 割の基金から回答あり）の結果によれば、一次調査に係る突合せ作業が平成 24 年度にずれ込むとしている基金（注）があり、二次調査依頼の日本年金機構への提出については、平成 25 年度半ば頃までは必要となる見込み。

（平成 23 年度末までの各基金における審査状況や平成 24 年度以降の見通し等については、今後、厚生労働省において個別基金への調査を行い速やかに整理する予定。）

（注） 一次調査の日本年金機構への提出の時期が平成 24 年 4 月以降と見込む基金 14 基金（全基金約 600 の約 2%）  
なお、具体的な提出時期の回答が得られなかった基金は、約 160 基金（全基金約 600 の約 27%）

- こうした状況に鑑み、今般、突合せ業務の工程について、平成 26 年 3 月末までを目途に必要な記録訂正を進めることとし、平成 25 年度中に日本年金機構における必要な記録訂正が行われるよう、大臣通知の改正を行ったものである。
- なお、23 年度末までに日本年金機構への一次調査依頼を行っていない基金に対しては、厚生労働省より、速やかに調査依頼を行うように指導する予定。また、上記の個別基金への調査結果等を踏まえ、日本年金機構の円滑な事務処理及び加入員の記録回復のために、突合せ事業の迅速化に関し必要に応じ厚生年金保険法に基づく監督措置を含めた新たな対応策を検討していくこととしたい。

#### ○改正日

平成 24 年 3 月 23 日（工程表の改定日と同日）

(参考)

○「厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理の推進について」企業年金国民年金基金課長通知（平成 23 年 11 月 18 日付年企発 1118 第 8 号）（抜粋）

1 機構における今後の作業日程については、大臣通知により「平成 24 年 10 月末までに、厚生年金基金及び企業年金連合会から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、平成 25 年 3 月末までを目途に必要な記録訂正を実施する。」とされたことから、基金等は、今後の記録整備等について、以下に留意して事務処理を行うこと。

(1) 現在記録整備等の作業中の基金等においては、可能な限り本年度内を目途として、平成 21 年課長通知の別紙 1 による調査依頼（以下「一次調査依頼」という。）を、設立事業所を管轄する機構の各都道府県単位の事務センター（以下「事業所管轄事務センター」という。）に対して行うこと。

○ 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1. 日本年金機構は、厚生年金基金及び企業年金連合会との連携を図りながら第 1 次審査及び第 2 次審査を進める。<u>第 1 次審査については、平成 24 年 10 月末までに厚生年金基金から審査依頼があったものについて、平成 25 年 3 月末までを目途に審査を進める。第 2 次審査については、平成 25 年 10 月末までに厚生年金基金及び企業年金連合会から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、平成 26 年 3 月末までを目途に必要な記録訂正を進める。</u>この際、作業の正確性を確保しつつ、できる限り、効率的に作業を進めることとする。</p>	<p>1. 日本年金機構は、厚生年金基金及び企業年金連合会との連携を図りながら第 1 次審査及び第 2 次審査を進める。<u>第 2 次審査については、平成 24 年 10 月末までに厚生年金基金及び企業年金連合会から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、平成 25 年 3 月末までを目途に必要な記録訂正を進める。</u>この際、作業の正確性を確保しつつ、できる限り、効率的に作業を進めることとする。</p>



厚生労働省発年 0323 第 8 号  
平成 24 年 3 月 23 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働大臣

「国の被保険者記録と厚生年金基金及び企業年金連合会の  
加入員記録との突合せ事業について」の一部改正について

「国の被保険者記録と厚生年金基金及び企業年金連合会の加入員記録との突合せ  
事業について」（平成 23 年 10 月 21 日付厚生労働省発年 1021 第 1 号）の一部  
を下記のとおり改正する。

記

1. を次のとおり改める。

日本年金機構は、厚生年金基金及び企業年金連合会との連携を図りながら第 1 次審査及び第 2 次審査を進める。第 1 次審査については、平成 24 年 10 月末までに厚生年金基金から審査依頼があったものについて、平成 25 年 3 月末までを目途に審査を進める。第 2 次審査については、平成 25 年 10 月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、平成 26 年 3 月末までを目途に必要な記録訂正を進める。この際、作業の正確性を確保しつつ、できる限り、効率的に作業を進めることとする。

(参考) 改正後全文

厚生労働省発年1021第1号  
平成23年10月21日  
(平成24年3月23日一部改正)

日本年金機構理事長 殿

厚生労働大臣

国の被保険者記録と厚生年金基金及び企業年金連合会の加入員記録との突合せ事業について

国の被保険者記録と厚生年金基金及び企業年金連合会の加入員記録との突合せ事業は、日本年金機構における第一次審査の開始から1年以上が経過し、今後更に審査が本格化する段階に達したところである。

本事業は、厚生年金基金及び企業年金連合会の加入員記録に誤りがないかを確認するとともに、年金受給者等の御本人が気付いておられない被保険者記録の漏れや誤りを見つけ、年金記録を回復していくための重要な取組であり、下記の基本的な方針に則り、引き続き、適切に進められたい。

記

1. 日本年金機構は、厚生年金基金及び企業年金連合会との連携を図りながら第1次審査及び第2次審査を進める。第1次審査については、平成24年10月末までに厚生年金基金から審査依頼があったものについて、平成25年3月末までを目途に審査を進める。第2次審査については、平成25年10月末までに厚生年金基金及び企業年金連合会から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、平成26年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。この際、作業の正確性を確保しつつ、できる限り、効率的に作業を進めることとする。
2. 突合せの実施に当たって、被保険者記録と加入員記録が相違する場合は、厚生労働省年金局通知及び日本年金機構が策定する一定の基準に基づき、記録の訂正等の必要な措置を講じる。
3. 本事業の実施状況については、国民の皆様に分かりやすい形で、定期的に公表する。
4. 被保険者記録と加入員記録の突合せの結果を年金受給者等の御本人に確認していただくときは、分かりやすい文章でお知らせし、問合せや相談には丁寧に対応する。
5. 本事業に係る作業においては、個人情報について、漏えいの防止などの適正な管理に留意する。
6. 本事業については、厚生労働省年金局との緊密な連携の下、年金記録回復委員会の御意見も伺いながら、実施状況を検証し、必要に応じ、実施方法の見直し等の対応を行う。